
プロジェクト **ISSB 対応：S1 基準案及び S2 基準案****項目** **国際サステナビリティ基準審議会 (ISSB) の 2022 年 9 月ボード会議における暫定決定事項**

本資料の目的

1. 国際サステナビリティ基準審議会 (ISSB) は、2022 年 3 月 31 日に公開草案「IFRS S1 号『サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的な要求事項』」(S1 基準案) 及び公開草案「IFRS S2 号『気候関連開示』」(S2 基準案) を公表した (コメント期限：2022 年 7 月 29 日)。ISSB によれば、S1 基準案及び S2 基準案に対し、それぞれ 700 前後の団体及び個人からコメントが寄せられたとのことである。ISSB は現在、寄せられたコメントについての分析を実施しており、今後、最終化に向けた再審議を行う予定である。
2. 本資料は、2022 年 9 月 20 日から 23 日にかけて行われた ISSB ボード会議において、暫定的に決定された事項を中心にお示しすることを目的としている¹。なお、最終基準の議決は、後日正式に書面投票により行われる予定である²。

アジェンダ

3. 2022 年 9 月の ISSB ボード会議におけるアジェンダは、以下のとおりである。このうち、(2) 及び (3) に関して暫定決定が行われた。
 - (1) S1 基準案及び S2 基準案に対するフィードバックの要約 (アジェンダ・ペーパー (AP) 3A 及び 4A)
 - (2) S1 基準案及び S2 基準案の再審議計画 (AP3B 及び 4B)
 - (3) S1 基準案及び S2 基準案を適用する際の企業の負荷軽減のためのメカニズム (「スケーラビリティ (scalability)」を扱うためのメカニズム) (AP3C 及び 4C)
 - (4) ファイナンス及びファシリテーションに係る排出に関する提案に対するフィードバック、並びに再審議のためのアプローチ案 (AP4D)
 - (5) 国際会計基準審議会 (IASB) からの情報共有 (IASB アップデート) (AP5)

¹ 本資料は、IFRS 財団ホームページにおいて公表されている情報 (ISSB のアジェンダ・ペーパー及び ISSB により公表された「ISSB Update」等) の内容に基づき SSBJ 事務局が作成したものである。

² IFRS 財団デュー・プロセス・ハンドブック 3.14 項、3.15 項、6.23 項

<https://www.ifrs.org/content/dam/ifrs/about-us/legal-and-governance/constitution-docs/due-process-handbook-2020.pdf>

議論の概要**(S1 基準案及び S2 基準案に対するフィードバックの要約 (AP3A 及び 4A))**

4. ISSB は、S1 基準案及び S2 基準案に対するフィードバックに関するスタッフの要約について議論した。なお、本アジェンダに関する決定事項はない。

(S1 基準案及び S2 基準案の再審議計画 (AP3B 及び 4B))

5. ISSB は、S1 基準案及び S2 基準案の再審議計画として、本公開草案に対して寄せられたフィードバックを踏まえ、再審議の全般的なアプローチ、再審議のための具体的なトピック及びプロジェクトの時期について議論した。トピックについては、以下を再審議の対象とすることを暫定的に決定した。

(1) S1 基準案及び S2 基準案の両方について再審議するトピック

- (a) スケーラビリティ (scalability)
- (b) サステナビリティ関連及び気候関連のリスク及び機会が、企業の財政状態、財務業績及びキャッシュ・フローに与える現在の及び予想される影響

(2) S1 基準案について再審議するトピック

- (a) 企業価値
- (b) 要求される報告の幅
- (c) 「重大な (significant)」 サステナビリティ関連のリスク又は機会
- (d) 「重大な (significant)」 サステナビリティ関連のリスク及び機会の識別及び開示 (ISSB 以外の基準設定主体が開発したマテリアルの使用を含む)
- (e) 重要性 (materiality) の評価の適用
- (f) つながりのある情報
- (g) 報告の頻度

(3) S2 基準案について再審議するトピック

- (a) 戦略及び意思決定 (移行計画を含む)
- (b) 気候レジリエンス
- (c) 温室効果ガス排出
- (d) 産業別要求事項 (ファイナンス及びファシリテーションに係る排出を含む)

(スケーラビリティ (scalability) (AP3C 及び 4C))

6. 「スケーラビリティ (scalability)」は、本公開草案には含まれていなかった新たな概念である。ISSB スタッフによれば、本公開草案の適用に関して、ISSB は世界中の企業の

能力及び準備状況の違い³を考慮すべきとのフィードバックが多く寄せられたことから、企業における基準の適用を支援するために「スケーラビリティ (scalability)」について提案したとのことである。なお、「スケーラビリティ (scalability)」という用語そのものについて、定義は明示されていない。

7. ISSB は、S1 基準案及び S2 基準案を適用するための課題につき、特に以下の点に関して議論した。
 - (1) スケーラビリティ (scalability) に関連する具体的な規準 (criterion) に基づいて、企業が特定の開示を行うことを要求されない（又は適用がより簡素な (simpler) 代替的な開示を行うことを要求される）ように、提案されている開示要求を修正するかどうか
 - (2) 「開示ができない (unable to provide a disclosure)」という規準を満たす企業が、その規準をどのように満たしているかを説明することを要求されるように、提案されている開示要求を修正するかどうか
 - (3) 作成者の基準適用を支援するためのマテリアル (ISSB が適用を支援するためのガイダンスを提供することを含む) を提供するかどうか
 - (4) 作成者の基準適用を支援するためのマテリアル (適用を支援するためのさらなるガイダンス、測定方法及び計算のインプットのためのリソースとして、他のサステナビリティ関連のプロトコル、フレームワーク及びガイダンスを参照することを含む) を提供するかどうか
 - (5) 移行期間において法域で使えるような「基本的な (basic)」要求事項と「発展的な (advanced)」要求事項を識別することにより、提案されている開示要求を修正し、企業によって適用を区別するかどうか
8. 前項の内容について議論した結果、ISSB は、S1 基準案及び S2 基準案の適用における企業の負担を軽減するため、開示要求についてスケーラビリティを考慮することができる (scalable) メカニズムを識別すべきであることを暫定的に決定した。
9. また、ISSB は、具体的なスケーラビリティ (scalability) の課題に対応するために、どのメカニズムが適切であるかを評価するための要因を暫定的に決定した。

³ ISSB スタッフによれば、将来予測的情報の開示、スコープ 3 の開示、関連する財務諸表と同時にサステナビリティ関連財務情報を開示すること等の要求事項が特に適用における課題となる可能性が高いというフィードバックが寄せられたとのことである。

審議事項(1)

- (1) スケーラビリティ (scalability) の課題が一時的なものか (すなわち過渡的なものか)、又はより恒久的なものか (例えば、データの入手可能性に起因するものか)
- (2) スケーラビリティ (scalability) の課題を有する企業がどの程度具体的に識別されるか
- (3) 市場のガイダンス、方法、業界慣行及び技法 (techniques) がどの程度利用可能か
- (4) 開示要求を支える基礎となる方法及び技法の成熟度

(ファイナンス及びファシリテーションに係る排出 (AP4D))

10. ISSB は、S2 基準案におけるファイナンス及びファシリテーションに係る排出に関する提案に対するフィードバック、及び再審議のアプローチについて議論した。なお、本アジェンダに関する決定事項はない。

次のステップ

11. 次回以降の ISSB ボード会議の審議事項及び本プロジェクトの今後の主な予定は、以下のとおりである。
 - (1) 次回以降の ISSB ボード会議の審議事項
 - ・ S1 基準案及び S2 基準案に対するフィードバックに関する議論の継続
 - ・ プロジェクトの提案事項の再審議の開始
 - ・ 特定のスケーラビリティ (scalability) の課題を扱うために使用するメカニズムの決定
 - ・ ファイナンス及びファシリテーションに係る排出に関する再審議の継続
 - (2) 本プロジェクトの今後の主な予定
 - ・ ISSB ボード会議
 - 2022 年 10 月 17 日の週 (モントリオール)
 - 2022 年 11 月 14 日の週 (フランクフルト)
 - 2022 年 12 月 12 日の週 (モントリオール)
 - ・ 2022 年末頃 (around the end of 2022) までに、S1 基準案及び S2 基準案に対するフィードバックに関する議論を完了させる。
 - ・ 2023 年の可能な限り早い時期 (as early as possible) に S1 基準及び S2 基準の最終基準を公表する。
 - ・ 2023 年の早い時期 (early 2023) に ISSB の将来の優先事項 (future priorities) に関する協議を実施する。

ディスカッション・ポイント

ご質問やご意見があればいただきたい。

以 上